

強化プラスチック船規則

強化プラスチック船規則

2013 年 第 2 回 一部改正

2013 年 12 月 27 日 規則 第 79 号

2013 年 7 月 29 日 技術委員会 審議

2013 年 9 月 24 日 理事会 承認

2013 年 12 月 25 日 国土交通大臣 認可

2013 年 12 月 27 日 規則 第 79 号
強化プラスチック船規則の一部を改正する規則

「強化プラスチック船規則」の一部を次のように改正する。

1 章 総則

1.2 定義

1.2.22 として次の 1 条を加える。

1.2.22 建造開始段階にある船舶

建造開始段階にある船舶とは、成形型の作成が完了し積層の開始を確認した段階にある船舶のことをいう。

附 則

1. この規則は、2014 年 1 月 1 日から施行する。